入 札 注 意 事 項

1 入札希望者は、公告、市有財産貸付に係る条件付き一般競争入札参加者募集要項及び本注意書を熟読のうえ入札してください。

2 現物と公示物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

3 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。

4 入札は所定の入札書を使用してください。

~~5 入札者は入札前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を入札執行者が指定する者に預けてください。~~

~~6 入札保証金は、各自封筒に入れて、氏名又は名称並びに金額を記載し封印のうえ預けてください。~~

~~7 開封後、非落札者には入札保証金を返還します。~~

8 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）を記入のうえ押印するものとし、入札金額の記載は、算用数字を使ってください。
なお、万年筆又はボールペンを使用してください。

9 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引き換え、変更又は取消しを行うことはできません。

10 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
(1)入札者としての資格がない者のした入札
(2)競争に際し、不当に価格を引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
~~(3)入札保証金を差し出さないもの~~
~~(4)入札保証金の額が見積金額の5／100に満たないもの~~
(5)同一の入札について、二以上の入札をした者のした入札
(6)同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
(7)入札金額の訂正に、訂正印がない入札
(8)入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
(9)郵送をもって入札書を送付したもの
(10)前各号に定める者を除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

11 開札は入札者の面前で行います。

12 開札の結果、予定価格以上の入札がないときは、ただちに再度入札を行います。
ただし、入札執行者においてその必要がないと判断したときは入札を止めるときがありますが、この場合異議申立はできません。

13　入札は予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。
　ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。

14　落札者が落札決定の日から7日以内に契約に必要な書類に~~契約保証金~~を~~添えて~~提出しないときは、その落札決定を取消し、~~入札保証金は竹田市に帰属し~~ます。

15　次の各号に該当する公序良俗に反する使用等を禁止します。
（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員への貸付け、又は暴力団員に貸付けされることを知りながら第三者へ貸付すること。
（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ貸付けすること。
（3）契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第1項第2号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ貸付けすること。

16　開札前の無効の申出又は落札宣言後の申出は、どのような理由があっても受理しません。

~~17　落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額の10／100以上に相当する金額を納付しなければなりません。~~

18　落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

19　本注意書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、竹田市会計規則（平成21年竹田市規則第15号）、竹田市契約事務規則（平成17年竹田市規則第59号）その他の法令等の定めるところにより処理します。